

特殊車両取締りを実施します

道路の損傷や重大事故につながるおそれがある過積載や無許可の大型車両の違法な運行が依然として多いため、事故を未然に防ぎ規則を周知・理解していただくことを目的に、取締りを下記のとおり実施します。

○取締り内容

1. 日 時 平成28年8月4日(木)10時00分から12時00分まで
※雨天時は中止する場合があります。
2. 場 所 国道8号小矢部除雪ステーション(小矢部市芹川地先)
おやべ おやべしせりかわ
3. 取締り方法 取締り時には車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し特殊車両通行許可証の内容確認を実施。
違反車両には、警告書等を発出する。
4. 取材について 当日の取材は可能(要事前連絡)

【過去の取締り
状況写真】



お問い合わせ先

道路管理第一課長

かん だ せい い ち
勘 田 誠 一

TEL：076-443-4722(直通)

FAX：076-443-4723



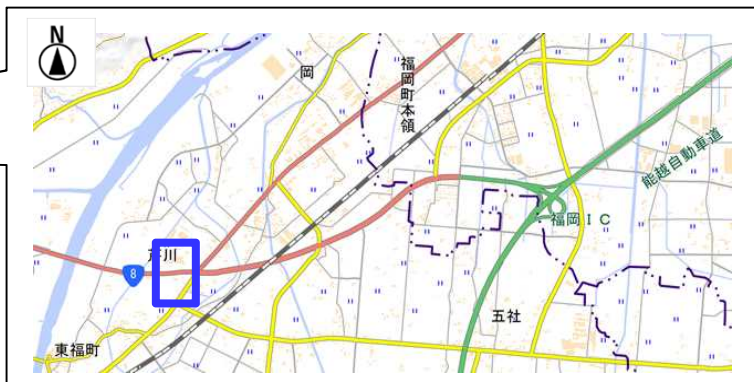
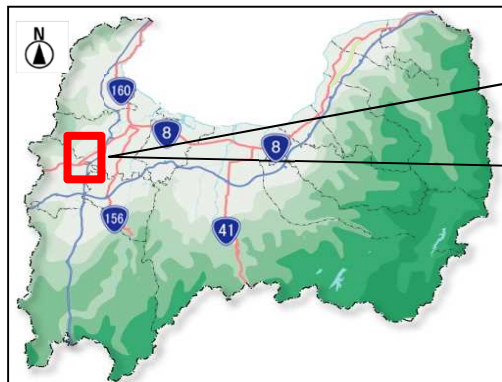
国土交通省北陸地方整備局

富山河川国道事務所 Tel:076-443-4701(代)

おくだしんまち

〒930-0837 富山市奥田新町2番1号 <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

案内図



概略行程

9:30	現地集合
10:00	取締り開始
12:00	取締り終了
12:15	解散

参考資料

道路損傷の原因の1つとして、ルールを守らない車両の通行があり、特に重量超過車両が、道路に与える影響は大きなものです。

特殊車両の通行に対する指導、取締りの徹底・強化

・我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路橋をはじめとした社会資本の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められている。しかしながら、規定を超える過積載重量の車両通行により道路損傷が増大している。



・違反走行を繰り返し行った場合は、会社名の公表を行います。悪質な違反者には、許可取消等の措置を（平成25年3月1日から）実施します。

・是正指導に従わず、国道事務所の呼び出しを拒否する者は、報告の徴収・立入検査を（平成26年5月30日から）実施します。

・車両の総重量の最高限度の2倍の重量（道路法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両は、許可を受けた車両の総重量から車両の最高限度重量を減じた重量に、最高限度重量の2倍の重量を加算した重量）以上の特殊車両を通行させた場合は（平成27年2月23日から）告発の対象になります。

◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条1項、車両制限令第3条）

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル （高さ指定道路は4.1m）
重さ	総重量	20.0トン （重さ指定道路は25.0トン）
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ 隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン） ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル



これらの制限値を1つでも超える
車両は「通行許可」が必要です！

◎ ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられ、このルール違反の車両が非常に大きな比率を占めている状況にあります。また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっています。特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

橋梁床版に与える影響は、トレーラー（5軸）の重量が2倍になると、20tのトラック（3軸）の交通量が約4,000倍になった場合と同程度です。



舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



橋の表面の様子

